

静岡県告示第290号の11

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

守木山田D 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
伊豆の国市		田京	北洞	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域	
				851-3	1号
				984-1	2号
				985-3	3号
			守木	985-3	4号
				985-1	5号
				985-1	6号
				658	7号
		田京	前山田	658-2	8号
				212-1	9号
			北洞	867-1	10号
				866-1	11号
				862-5	12号
				859-2	13号
				861	14号
				861	15号
		859-2	16号		